

## 清瀬市生活支援コーディネーター第二層について

### 1 目的

市民が、健幸<sup>1</sup>で共に支え合い、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくため、支え合いの基盤となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービス（以下「生活支援サービス等」）の提供体制が構築できるよう、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する関係機関と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的とする。

### 2 担当地区

地区とする。

地区割	上清戸・中清戸・ 下清戸・元町	中里・下宿・ 旭が丘	竹丘・梅園・ 野塩・松山
-----	--------------------	---------------	-----------------

### 3 業務内容

第二層生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」）を1名配置し、次の各号に定める業務を行う。

#### (1) 生活支援サービス等のコーディネート等に関する以下の業務を行う。

##### ア 個別支援機能

専門的な対応が必要な問題を抱えた者に対し、問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティア等との連携を図り、総合的かつ包括的に支援する。また、自ら解決することのできない問題については適切な専門家等につなぐ。

##### イ 地域支援機能

住民の地域福祉活動で発見された生活課題の共有化、社会資源の調整や新たな活動の開発、地域福祉活動に関わる者によるネットワーク形成を図るなど、地域福祉活動を促進する。

具体的には、下記、（ア）～（カ）の活動を行う。

- （ア） 社会資源及び支援ニーズの把握に関すること
- （イ） 地域に不足する社会資源の開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）に関すること
- （ウ） 生活支援サービス等の担い手の発掘・養成に関すること
- （エ） 担い手間の情報共有及び連携強化等に関すること
- （オ） 関係者間のネットワーク構築に関すること
- （カ） その他、地域の支え合い体制づくりに必要なこと。

##### ウ 提言機能

個別支援や地域資源で上がった課題を元に、行政の施策や社会福祉協議会、市内団体等の活動としての仕組みの構築を提案する。

#### (2) 生活支援サービス等を推進する各種協議体・会議との連携協働

<sup>1</sup> 第4次清瀬市長期総合計画で定義された、「健康」と「幸福」の二つの意味が込められた言葉。

- ア 清瀬市生活支援・介護予防サービス等協議体（以下「支え合うきよせ委員会」）運営に関わる事務
- イ 市内生活支援コーディネーター調整会議（月に数回程度）の出席・運営の協力
- ウ 各地区で開催される支え合いの仕組みづくりにつながる会議の出席・運営の協力

（３） その他、地域の支え合い体制づくり等に必要なこと

#### 4 市及び第一層生活支援コーディネーターとの連携

- （１） 市内を一圏域として捉え、市担当部局及び、第一層生活支援コーディネーターと連携し、業務を行う。
- （２） 必要に応じ、市内他地区生活支援コーディネーター機能及び業務を相互に補完する。

#### 5 コーディネーターの要件

コーディネーターを選任するにあたって、次の各号に定める内容を遵守すること。

- （１） 社会福祉士の資格を有する者、あるいは、地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担う者を選任する。尚、採用時に社会福祉士の資格を有しない場合、選任後３年以内に受験要件を満たし、その後一定期間の間に当該資格を取得すること。
- （２） 高齢者の日常生活の支援活動に理解を持ち、多様な理念を持つ地域のサービス提供主体の調整を適切に行う。
- （３） 所属する法人等の利益によることなく、地域住民のニーズにこたえるよう公平・中立な立場で活動を行う。
- （４） コーディネーターは選任された時点で国や都道府県が実施する研修を受講していない場合、速やかに当該研修を受講する。